

- 「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、中心市街地における都市機能の増進、経済活力の向上を推進するもの。
- 市町村がまちづくり会社や商工会議所等で構成される協議会と連携し基本計画を作成し、国の認定を受けた計画に対し、関係府省庁より連携して重点的に支援が受けられる。

中心市街地活性化評価専門委員会

- ・ 民間諸団体等の代表
- ・ 学識経験者、有識者

基本計画のフォローアップや計画変更等への
助言、提案を行う

進捗
報告

助言
提案

市(計画策定)

中心市街地活性化基本計画
(計画期間は概ね5年以内)

- 基本的な方針
- 位置及び区域
- 目標(定量的な数値目標)
- 中心市街地活性化のための事業
 - 1) 市街地の整備改善
 - 2) 都市福利施設の整備
 - 3) 街なか居住の推進
 - 4) 経済活力の向上
 - 5) 公共交通機関の利便性増進等
- 推進体制 など

連携

中心市街地活性化協議会

- ・ まちづくり会社
- ・ 商工会議所
- ・ 民間事業者、地域住民 など

認定により
様々な支援

内閣府

(内閣総理大臣による計画認定)

【 関係府省庁による支援 】

➤ 暮らし・にぎわい再生事業

(国土交通省)

中心市街地への公共公益施設等の都市機能の導入を図ることを目的とする補助制度で、施設の新築、改修や多目的広場の整備などを支援。(補助率1/3)



< 熊本駅前東A地区(熊本市) >
駅周辺地区の再整備

➤ 中心市街地再活性化特別対策事業

(総務省)

市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う施設整備等を一般単独事業債の対象(充当率75%)とし、その元利償還金の30%を特別交付税により措置。



< 商店街振興組合(高松市) >
コミュニティスペースの整備等

➤ 中心市街地活性化ソフト事業

(総務省)

市町村が、国庫補助金・交付金等を伴わない単独事業として中心市街地再活性化のために行うソフト事業に要する経費の50%を特別交付税により措置。



< 北の恵み食ベマルシェ(旭川市) >
イベント等のソフト事業

➤ 地域未来交付金

(内閣府)

地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押しする。
※申請上限件数を2事業まで超えて申請可能。



< スタートアップ支援拠点の整備(名古屋市) >